コミュニティ・スクール

推進に関するQ&A



八幡平市教育委員会編

- 「地域とともにある学校」を目指して-

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」の実現を図るための有効な仕組みです。子供たちの未来に向けて、学校と地域が連携・協働し取組を進めていくために、「地域としてどのような子供たちを育てていきたいのか」、「そのために何を実現させていくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

八幡平市では、学校教育指導の重点の一つに「地域との連携・協働」を掲げ、八幡平市「地域とともにある学校」づくり推進プランの実現に向けて取組を推進しています。具体的には各学校が、「まなびフェスト」に基づき、積極的に家庭や地域と連携しながら目標達成型の学校経営に取り組んでいます。また、教育振興運動を基盤に据えて、「八幡平市の次代を担う人づくり」を目指しています。そして今、保護者や地域住民が、これまで以上に学校経営に当事者として参画できる仕組みとして、「学校運営協議会制度」を導入することとしたものです。

現在、学校運営協議会を設置し、小学校 2 校がコミュニティ・スクールの取組を進めていますが、平成 31 年度からの導入を予定している学校も含め、再来年度には、市内小中学校全 14 校に学校運営協議会が設置される予定となっています。

今回の「コミュニティ・スクール推進に関するQ&A」の作成にあたり、各学校に対し「コミュニティ・スクール事業を推進していくにあたり疑問に感じること」として調査に協力をいただきました。提出いただいた疑問は、どれもこれから事業を推進していく上で、大切な

ポイントとなるものでした。文部科学省の資料や岩手県 生涯学習文化財課からの指導、さらには八幡平市の実情 に基づき、できるだけわかりやすく回答を作成しました。 各校における研修や、保護者並びに地域の方々への説明 の際に役立てていただければ幸いです。

(平成31年1月)

目 次

【設置の目的・理解啓発】

Q 1	学校運営協議会を設置する目的や「よさ」はどのようなものか?	1
Q 2	保護者や教職員等に対するコミュニティ・スクールの周知及び理解啓発はどのように行	1
Ž	5 ሰነ ?	
Q 3	学校運営協議会は学校に対しどのような支援を行うのか。	2
Q 4	学校運営協議会の設置に向けてどのような手順で進めればよいか?	2
【教育	所振興運動・学校評議員制度 】	
		_
Q 5	コミュニティ・スクールと教育振興運動はどのように違うのか?	3
Q 6	コミュニティ・スクール導入後、教育振興運動をどのように進めていけばよいか?	3
Q 7	コミュニティ・スクールと学校評議員制度をどのようにかかわらせるか?	J
【学杉	交運営協議会委員】	
Q 8	学校運営協議会委員の構成と人数はどうあればよいか?	4
Q 9	学校運営協議会の開催は年間何回くらいが適切か?また、「熟議」のテーマとしてはどの	4
j	ような内容が考えられるか?	
Q10	学校運営協議会委員が小中学校で重なった場合はどうするか?	5
Q11	学校運営協議会委員に委員長は存在するのか?	5
Q12	教育振興運動とコミュニティ・スクールの委員を兼務することは可能か?	5
[C S	Sディレクター (コミュニティ・スクールディレクター)】	
Q13	CSディレクターとはどのような業務を行うのか?	6
	C S ディレクターの配置についてはどうなるのか?	6
Q15	C S ディレクターの謝金はどうなるのか?	6
Q16	CSディレクターの勤務時間はどのように定められているか。	6
Q17	CSディレクターの人選は学校が行うのか?	6
Q18	CSディレクターは学校独自で依頼し配置することが可能か?	7
Q19	CSディレクターは必ず配置しなければいけないのか?	7
Q20	C S ディレクターと副校長の仕事の分担は各校の裁量でよいのか?	7
Q21	CSディレクターとCSコーディネーターは違うものなのか?	7

【その他】

Q22	学校ごとの規則 (規約) や校内の担当者が必要か?	8
Q23	学校評価の項目の見直しは必要か?	8
Q24	今後、学校の統廃合が進むことを考えた場合、現在の学校単位で推進してよいか?	8
Q25	中学校区でのコミュニティ・スクールの推進はどうあればよいか?	9
Q26	小中学校の運営協議会委員になった場合、管理職 (教員) の負担増にならないか?	9
Q27	これまで「いわて型コミュニティ・スクール」で目標達成型の学校経営を進めてきたが、	9
	「まなびフェスト」の扱いはどうなるのか?	
Q28	教職員の任用に関する意見の申出については、どのように定められているか?	10
Q29	コミュニティ・スクールが始まることで何か新しいことを始める必要があるか?	10

【参考資料】

12

八幡平市学校運営協議会規則



【設置の目的・理解啓発】

Q 1 学校運営協議会を設置する目的や「よさ」はどのようなものか?

A1 コミュニティ・スクールを推進する上で、関係者が学校運営協議会設置の目的や設置する「よさ」を理解しておくことはとても大切なことです。

〔コミュニティ・スクールを取り入れることの「よさ」〕

- ・組織的、継続的な体制の構築 校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的 な連携・協働体制が継続できます。
- ・目標やビジョンを共有した協働活動の実現 学校運営協議会での熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているの か、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標 やビジョンを共有できます。
- ・当事者意識、役割分担 校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子供たちが抱 える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、役割分担しながら連携・協働 した取組ができます。

既存の体制や組織、取組の在り方を見直し、整理することにより、一部の関係者の負担とならないよう関係者で役割分担をしながら推進することが大切です。ただし、学校運営の最終責任者は校長です。校長のリーダーシップのもと、その権限と責任において学校経営を行うことはこれまでと変わりません。

Q 2 保護者や教職員等に対するコミュニティ・スクールの周知及び理解啓発はどのよう に行うか?

A 2 学校運営協議会をスタートさせるにあたり、保護者、教職員、そして地域住民に対して、設置する目的や仕組みなどの理解を図ることが重要となります。そのために、様々な場面を活用し、広報活動や研修を行いコミュニティ・スクールの周知及び理解啓発を行うことが必要となってきます。広報活動については、PTA総会や地区懇談会、あるいは校報等で情報提供を行うことが考えられます。また、ある先進取組校では、学校運営協議会の設置に向けて、教職員やコミュニティ・スクール推進の中心となる方々を対象に研修会を企画しております。実際にスタートした後は、学校運営協議会の様子や地域と連携した取組を積極的に校報で紹介したり、保護者を対象とした研修会を開催したりしています。まずは教職員が、コミュニティ・スクールについて、正しく認識することが不可欠と考えます。

Q3 学校運営協議会は学校に対しどのような支援を行うのか。

- A3 学校運営協議会の主な機能は、以下の3つです。
 - ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
 - ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項や範囲に沿って、教育委員会に意見を述べることができる。

学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行います。これは、委員の方々に学校運営について「当事者意識」を持ってもらうことや、校長が安心して学校運営を進めるために有効と考えられます。また、「学校評価」や学校に対する様々な支援活動についても協議が行われます。さらには、子供たちが抱えている課題を共有し、地域でどのような子供を育てていくのか、そのために何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有するための「熟議」が盛んに行われることで、学校経営を後押ししてくれるものと思います。

なお、教職員の任用に関する意見の申出については、Q28で説明します。

Q4 学校運営協議会の設置に向けてどのような手順で進めればよいか?

- A 4 コミュニティ・スクールは、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つことから始まります。学校運営協議会制度を取り入れるために、以下の手順で準備を進めていくことが考えられます。
 - ①教職員・保護者・地域の方々に対し目的や仕組みなどを周知し、同時に理解を図っていくことが必要になります。そのために、学習会や先進校視察、広報活動等を十分に行います。
 - ②立ち上げにかかわる方々、そしていずれは関係すると思われる方々に対し、あらか じめ協力を依頼することが必要になります。
 - ③組織作りを行います。PTAの組織や学校評議員、あるいは教育振興運動等、既存の仕組みを生かす方法もあるかと思われます。準備委員会を立ち上げ、学校運営協議会委員の人選や規則の検討、主な活動を確認し、見通しを持ちながら取組を進めたケースもあります。
 - ④立ち上げ初年度の最初の学校運営協議会にて「学校運営の基本方針の承認」を行うことを想定し、立ち上げの前年度のうちに準備をしておくことが必要になります。

【教育振興運動・学校評議員制度】

Q5 コミュニティ・スクールと教育振興運動はどのように違うのか?

A 5 教育振興運動とは、地域の教育課題の解決に向けて、5者(子供、家庭、学校、地域、教育行政)が力を合わせて組織的に取り組み、子供を育む「運動」です。あいさつ運動や郷土芸能の伝承活動など、地域(実践区)の実情に応じながら、自主的、継続的に取り組んでいます。

一方、コミュニティ・スクールは学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々が参画できる「仕組み」です。学校運営協議会の委員の一人一人が、学校運営の当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組を充実させることを目指します。

二つの取組には、保護者や地域住民と協力して進めることや、地域と連携した活動に 取り組むことなど重複する部分が多いのですが、コミュニティ・スクールは学校が主体 であることや、学校運営に深くかかわるという点で大きな違いがあります。

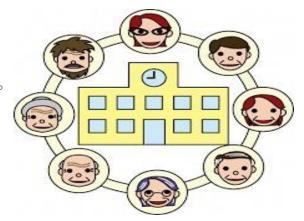
Q6 コミュニティ・スクール導入後、教育振興運動をどのように進めていけばよいか?

A 6 これまで進めてきた教育振興運動の取組と、コミュニティ・スクールの取組を比較整理し、可能な部分で統合したり、必要に応じて区別したりすることが重要であるかと思われます。例えば、教育振興運動の組織と学校運営協議会の組織の一体化を図ったり、教育振興運動の事務局の業務を地域の方々と分担したりすることが考えられます。いずれにせよ、会議の数を減らしたり家庭や地域との役割分担を適切に進めたりすることで、学校や教職員が過重な負担を抱え込むことのないよう、適切に整理、分担することが必要になると思われます。

Q7 コミュニティ・スクールと学校評議員制度をどのようにかかわらせるか?

A7 学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。一方、学校運営協議会は、委員の合議によってその意思を決定する「合議体」であることから、学校評議員制度に比べ、委員一人一人が学校運営当事者として

の意識を強く持ち、積極的に意見交換をする ことが望まれます。コミュニティ・スクール 導入後は、学校評議員制度が発展的に学校運 営協議会に移行していくものと考えています。



【 学校運営協議会委員 】

Q8 学校運営協議会委員の構成と人数はどうあればよいか?

A8 八幡平市学校運営協議会規則第8条において、学校運営協議会委員について以下のように定めています。

「(委員の委嘱等)

協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5)対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

一以下省略一

協議会の中では、実質的で活発な議論を通じて学校運営に関する一定の方向性を決定することが求められることから、学校(校長)とともに行動していくことのできる委員を選ぶことが重要となります。具体的には、PTA会長や自治会長、コミセンのセンター長や民生委員の方等が考えられます。また、人数については、学校や地域の実情に応じて定めてかまいませんが、学校や地域の課題を共有し、いかに子供を育てていくかということについて、様々な立場で議論を重ねていく(「熟議」)ことから、10~15 名程度の人数が適切かと思われます。

Q 9 学校運営協議会の開催は年間何回くらいが適切か?また、「熟議」のテーマとしては どのような内容が考えられるか?

A 9 学校運営協議会の役割を考えると、まずは年度当初に学校運営の基本方針の承認や委員の顔合わせ、年間活動計画の決定等のための開催が考えられます。さらに、年度末には1年間の活動の総括と次年度に向けての話し合いが必要と思われることから、年間の開催回数については、2~3回が適切ではないかと思われます。なお、研修会を含め、適宜必要に応じて開催することはかまいませんが、回数を増やすことで委員の負担にならないよう配慮することが必要です。

また、「熟議」のテーマとしては、学校や地域の実情に応じたもので、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めるために必要と思われるテーマであることが望ましいと考えます。具体的には、「学校支援活動」や「防犯・防災教育」、「地域理解学習」等のテーマが考えられます。

Q10 学校運営協議会委員が小中学校で重なった場合はどうするか?

A10 小中学校に子供が在籍している保護者や、地域の代表の方には、学区内の小中学校両校にとって学校運営協議会の委員を依頼したい場合があるかと思われます。規則上、兼務を禁止してはいませんが、会議や行事が重なることや負担感の増大等、様々な課題が考えられます。可能な限り、同一学区の小中学校で調整し、特定の委員の方に過度な負担がかからないよう配慮することが必要かと思われます。

Q11 学校運営協議会委員に委員長は存在するのか?

A11 八幡平市学校運営協議会規則第10条において、会長及び副会長について、「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」と定めています。会長は会務を総理し、委員会を代表します。

Q12 教育振興運動とコミュニティ・スクールの委員を兼務することは可能か?

A12 教育振興運動の「実践区の長」が、学校運営協議会の委員を兼務している例は実際にあります。学校運営協議会で話し合われた内容を、その委員が教育振興運動の活動に反映させるなど、効果的に動いてくださることはありがたいことです。しかし、兼務することで負担が増え、その結果活動に支障が出ないよう配慮することが必要です。そのため、会議を同日開催にしたり、組織を統合したりする等、運営のあり方を検討することも必要かと思われます。



【 CSディレクター (コミュニティ・スクールディレクター) 】

Q13 CSディレクターとはどのような業務を行うのか?

A13 CSディレクターは、コミュニティ・スクール導入の時期に配置され、コミュニティ・スクールの立ち上げをサポートするのが大きな役割です。具体的には、学校運営協議会の会議運営(開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録や広報の作成、アンケートの集計等)や、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会にかかわる業務を担います。

Q14 CSディレクターの配置についてはどうなるのか?

A14 一般的には、CSディレクターの配置は、学校や地域の実情に合わせて自治体が決定するものとされています。配置にあたっては、一つの学校に配置する場合もあれば、拠点校方式で複数校の業務を担うことも考えられます。また、教育委員会に拠点を置いて市内の学校の業務を担う場合もあります。八幡平市では、平成30年度には寄木小学校と安代小学校の2校に配置しました。平成31年度以降については、新たに学校運営協議会を設置する学校の要望を伺いながら配置していきたいと考えています。

Q15 CSディレクターの謝金はどうなるのか?

A15 現在CSディレクターの謝金については、国からの補助(コミュニティ・スクール推進体制構築事業)を受け、勤務した時間に応じて支給しています。よって平成31年度、32年度については、新たにコミュニティ・スクールをスタートする学校のCSディレクターに対し、謝金を支給していきたいと考えています。

Q16 CSディレクターの勤務時間はどのように定められているか。

A16 今年度の寄木小学校、安代小学校2校のCSディレクターの勤務時間は1日あたり5時間、年間35日以内となっていました。予算や配置人数とのかかわりがありますので、 八幡平市が配置したCSディレクターの勤務時間については、年度当初に学校に伝える ことになります。

Q17 CSディレクターの人選は学校が行うのか?

A17 当面は、新たにコミュニティ・スクールをスタートする学校に、市として配置することになりますので、学校が推薦した方に市が委嘱することになります。今後各学校への配置ではなく、中学校区や教育委員会事務局への配置になった場合についても、各学校と相談し、意見を尊重しながら人選を進める予定です。

Q18 CSディレクターは学校独自で依頼し配置することが可能か?

A18 市としてのCSディレクターの配置(市からの謝金支給有)についてはQ14で説明した通りになりますが、学校が必要とするのであれば、2年目以降も学校の判断で配置することに問題はありません。なお、依頼する仕事の内容や、CSディレクター以外の組織の在り方につきましても、学校や地域の実情に応じて決定することでかまいません。

Q19 CSディレクターは必ず配置しなければいけないのか?

A19 CSディレクターの業務については、Q13 で説明した通りで、主にコミュニティ・スクールの立ち上げに重要な役割を担っています。よって2年目以降については、学校や地域の実情に応じ配置しなくても構いません。もちろん、1年目であっても学校の判断で配置しないことも考えられます。

Q20 CSディレクターと副校長の仕事の分担は各校の裁量でよいのか?

A20 基本的な考え方として、CSディレクターと副校長の仕事については、学校や地域の実情に応じて分担することでかまいません。ただし、運営の主体が学校であることから、CSディレクターの仕事内容については、あくまでも運営のサポートであるQ13 で紹介した業務が中心となるかと思われます。なお、先進校の取組の様子から、学校で主に副校長先生が担っている地域との連携の窓口業務を、「CSコーディネーター」として学校運営協議会の委員に依頼する方法もあるかと思われます。

Q21 CSディレクターとCSコーディネーターは違うものなのか?

A21 CSディレクターの業務内容はQ13 で説明した通り、主にコミュニティ・スクールの立ち上げに重要な役割を担っています。一方、CSコーディネーターの業務は、地域の方々や団体との連絡・調整が中心になります。基本的には、導入1年目はCSディレクター、2年目以降はCSコーディネーターと呼ぶケースが多いかと思われますが、どちらの呼名を使ったとしても「学校と地域の大切なつなぎ役」であることに違いはありません。

【その他】

Q22 学校ごとの規則(規約)や校内の担当者が必要か?

A22 規則の作成や担当者の任命については、あくまでも任意ですので、必ずしも必要となるものではありません。学校や地域の実情を把握し、「必要に応じて」作成、任命することとしてかまいません。学校ごとの規則が必要と判断した場合は、市の規則に準ずる形で作成するとよいかと思われます。また、校内の担当者については、副校長や地域連携窓口教員が担当者になることが考えられます。

Q23 学校運営協議会の設置に伴って学校評価の項目の見直しは必要か?

A23 学校運営協議会の機能の一つとして、学校評価の機能を位置付けていくことは、とても大切なことであると考えられます。学校運営協議会と一体的に学校関係者評価を実施することで、子供たちにかかわる全ての人の当事者意識が、一層高まることが期待されます。学校評価において重要なのは、学校運営の改善が組織的・継続的に行われることです。そのための評価項目はどうあればよいか、その見直しは常に必要であると思われます。

Q24 今後、学校の統廃合が進むことを考えた場合、現在の学校単位で推進してよいか?

A24 今後、将来的に少子化が進むことで、八幡平市において学校の統廃合が行われることは予想されます。ただし、現在の学校と地域との関係性を高めることで「地域とともにある学校」の実現を目指すコミュニティ・スクールの取組であることから、現状の学校単位で推進することになります。当面は、現在の学校単位で取組を進めてください。



Q25 中学校区でのコミュニティ・スクールの推進はどうあればよいか?

- A25 学校運営協議会は一つの学校に一つ設置されることになりますが、それぞれの学校運営協議会を置く小学校と中学校が、小中一貫・小中連携等の組織や、中学校区を一つのまとまりとした組織を形成し、取組を行っているケースもあります。この場合、中学校区内の各学校運営協議会が合同で会議を開催し、地域全体の教育について協議するなど弾力的に取組が行われています。委員の人選や会議の設定等、早くから打合せが必要な項目もありますが、活動の内容や効果的な連携の在り方については、実際に取組を進めながら深めていくものと思われます。
 - ・例1 各校の学校運営協議会を設置するとともに、加えて中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置する。
 - ・ 例2 各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置する。
 - ・例3 合同会議は必要に応じて開催する程度であるが、一部の委員が兼務する。

Q26 小中学校の運営協議会委員になった場合、管理職(教員)の負担増にならないか?

A26 新たな取組を始めるにあたり、少なからず負担はあるものと思われます。ただし、学校運営協議会の機能に、学校評議委員会や教育振興運動の会議で行われてきた学校評価や地域連携の内容を含めることで、組織のスリム化を図ったり、これまで行ってきた地域や保護者との取組を見直し、学校運営協議会の中で地域や保護者と分担することで活動のスリム化を図ったりすることが可能です。また、どうしても事務局(特に副校長)の過重負担が心配されるところですが、保護者や地域の方々に依頼できるものはないか、内容的に整理したり軽減したりできるものはないかを検討し、負担軽減を図ることも重要であると考えます。

Q27 これまで「いわて型コミュニティ・スクール」で目標達成型の学校経営を進めてき たが、「まなびフェスト」の扱いはどうなるのか?

A27 コミュニティ・スクールを導入することで、目標達成型の学校経営の取組が終了するわけではありません。「明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり」という「いわて型コミュニティ・スクール構想」は、八幡平市で進めているコミュニティ・スクールの取組と共通するものです。目標達成型の学校経営の取組を推進していくためには、「学校評価」を学校経営の改善に生かすことが必要になりますので、制度導入後も学校評価の視点として「まなびフェスト」を活用していきたいものです。また、今後は「まなびフェスト」の内容についても学校運営協議会の中で取り上げることで、地域の意向を踏まえた学校経営が推進され、「地域とともにある学校の実現」につながると考えます。

Q28 教職員の任用に関する意見の申出については、どのように定められているか?

A28 八幡平市学校運営協議会規則第5条第2項において、教職員の任用に関する意見の申 出について以下のように定めています。

「(学校運営に関する意見の申出)

協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に定める目的の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の 任用に関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対 して意見を述べることができる。
 - (1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。
 - (2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。

-以下省略- 」

「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の抱える課題の解決や特色ある学校 づくり、教育の充実等のために、校内体制の整備・充実を図る観点から述べられるも のになります。

Q29 コミュニティ・スクールが始まることで何か新しいことを始める必要があるか?

A29 コミュニティ・スクールを始めることで、何か特別に新しい行事や取組を始める必要はありません。八幡平市内の小中学校では、これまでも地域と連携し、様々な協働活動が十分に行われてきました。むしろ、「その取組が活動ありきになっていないか」や、「精選できる行事はないか」などの見直しが必要だと思われます。

そこで、各学校に「学校運営協議会」を設置するこの機会に、これまで行われてきた 一つ一つの行事等を見直し、熟議を重ねることで、これまで以上に充実した取組の実現 を目指してほしいと考えています。



参考資料

•八幡平市学校運営協議会規則

八幡平市学校運営協議会規則をここに公布する。 平成30年3月29日

八幡平市教育委員会教育長

八幡平市教育委員会規則第3号

八幡平市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第47条の6に規定の基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営 に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八幡平市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を 置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図 る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議 会の承認を得るものとする。
 - (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校経営計画に関すること。
 - (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (4) 施設の管理及び施設設備等の整備に関すること。
 - (5) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(意見の申出)

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営に関する意見の申出)

- 第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第2条に定める目的の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に 関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述 べることができる。
 - (1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。
 - (2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。
- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意 見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

- 第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。 (住民の参画の促進等のための情報提供)
- 第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。 (委員の委嘱等)
- 第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は 任命するものとする。

(守秘義務)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。 (任期)
- 第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の解任)

- 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
 - (1) 本人から辞任の申出があったとき。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められたとき。
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。 (報酬及び費用弁償)
- 第13条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、八幡平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八幡平市条例第42号)を適用する。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(会議)

- 第15条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、 緊急を要する場合は、開催日前に議案を示さずに招集することができる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。 (会議の公開)
- 第16条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)
- 第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第10条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成31年3月31日までとする。